



# コロナに負けるな！ 労働組合に相談を！

## 退職届はダメ！

この5つの項目は、どんな名称の雇用形態(パート・アルバイト・臨時社員・契約社員など)の人でも、一定の要件はありますが、適用されます。

### シフト勤務でも休業補償OK

雇用調整助成金(上限1日1.5万円)が申請できます。大企業含め企業は100%を保障されるので、通常の勤務分の休業手当を払うべき。会社が申請しない場合、「休業支援金・給付金」(上限1日1.1万円)制度もあり。緊急事態宣言が再発令された1月上旬以降の休業対象。ご相談下さい。(現段階では3月末まで)

### 休業・自宅待機・在宅勤務

→全額賃金補償を求めましょう！

働ける、働きたいのに休めというなら、賃金全額補償を求めましょう。緊急事態宣言等で「会社の責ではな」くても、会社から休業手当(労基法26条)60%以上を求められます。営業短縮でシフトが減ったなどの場合も同様、通常より減ったシフト分も求めましょう。

### 感染してしまった:まずは傷病手当

まずは健康保健の傷病手当(給与の2/3)の請求を。また感染経路が特定されなくても、業務による感染の蓋然性が高いと、労基署が判断すれば、労災保険の支給(8割)が受けられる。労災加入は1人でも雇えば義務。事後申請も可。国保の場合も昨年(2020年)1月に遡って支給される。相談を！

### がまんせずに補償を求めましょう

雇用調整助成金、家賃支援給付金、持続化給付金など活用を。期限の延長が求められます。「小学校休業等助成金」は年末で予算の24%しか使われず。パート・非正規労働者への支援が急務です。雇用・所得を守らず経済再建はありません。そして「生活保護は権利」です。労働組合に相談しましょう！

### コロナ解雇といわれたら、絶対に退職届を書いてはダメ！

＜失業給付金＞

→自主退職 7日間+3ヶ月から90~150日支給  
→解雇・会社都合退職 7日間+約1ヶ月から90~330日支給  
解雇は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」は無効。会社は、雇用調整助成金を申請するなど、解雇回避の努力をしなければなりません。取消も求められるし、もし辞めるとしても1ヶ月分の解雇予告手当も必須。「辞めてもらいたい」と言われても退職届は書かず、すぐに返事をしないで、ご相談下さい。

### 組合づくり☆相談無料

職場での不安・悩みの相談は…

労働組合に入りたい、つくりたいの相談は

TEL 03(3719)8813

半世紀にわたって働くものの生活と権利を守ってきた

## 目黒労協

(目黒地区労働組合協議会)

目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302(東横線学芸大学駅徒歩1分)

メール: union@r05.itscom.net

ひやひやで悩まず、ご相談ください